

# 猫の飼い方～飼い主の義務

## 猫は室内で飼いましょう

- 飼い猫の放し飼いは絶対にやめましょう。
  - ・ 他人に危害を与えた場合、全て**飼い主の責任**となります。
  - ・ 条例：北海道動物の愛護及び管理に関する条例では、飼い主の責任として、動物が人の財産を侵害し、人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならないこと、また、猫の飼い主は室内での飼養に努めなければならないことが規定されています。



## 首輪を着けましょう

- 室内で飼っていても、動物病院への移動中や災害などがきっかけで迷子になることがあります。日頃から首輪を着けて身元表示をしましょう。

## 不妊・去勢手術を行いましょう

- 飼い主のいない不幸な(野良)猫を増やさないためにも、子猫を飼えない場合は不妊・去勢手術を行いましょう。
  - ・ 手術により病気の予防、発情期におけるストレスの減少、あちこちに尿をかけるスプレー行動の予防になります。



## 飼うことができなくなった時は

- 基本的に最後まで責任をもって飼うことが原則です。
  - ・ やむを得ず飼えなくなった場合：責任をもって新しい飼い主を探してください。
  - ・ 罰則：みだりに殺傷した場合、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に、みだりに虐待したり遺棄した場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

## 野良猫への無責任な餌やりはやめましょう

- 野良猫に対して無責任な餌やりはしないでください。

その場所に野良猫が住み着いて繁殖することで、子猫が車にひかれたり感染症が流行りやすくなったりするほか、糞尿・鳴き声・作物荒らしなど周辺に迷惑をかけてしまいます。

※猫は繁殖能力の高い動物で、1年に2～4回発情し、1回4～8匹の子猫を産みます。かわいそうだからと猫のためを思って餌を与えることが不幸な猫を増やす原因にもなります。また、餌を与えると「占有者責任」が発生し、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負います。餌を与えるのであれば、次のことを守って責任を持って飼いましょう。

  - ・ 野良猫を保護し、自宅で飼う
  - ・ 飼い主を探す
  - ・ 不妊・去勢手術をして猫が増えないようにする

